



保医発 0925 第 3 号
令和 6 年 9 月 25 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
揭示事項等の一部改正等について

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号。以下「揭示事項等告示」という。）が令和 6 年厚生労働省告示第 303 号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりです。

また、揭示事項等告示の一部改正に伴い、関係通知を下記のとおり改正しますので、併せて貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 揭示事項等告示の一部改正について

揭示事項等告示第 10 第 1 号の「療担規則第 20 条第 2 号ト及び療担基準第 20 条第 3 号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」であるビメキズマブ製剤について、「四週間に一回投与する場合に限る」を「四週間を超える間隔で投与する場合を除く」に改めたものであること。

2 関係通知の一部改正について

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正等について」（令和 5 年 4 月 28 日付け保医発 0428 第 3 号）の記の 3 の①中「4 週間に 1 回投与する場合に限ること」を「4 週間を超える間隔で投与する場合は認められないこと」に改める。

(参考：新旧対照表)

◎「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正等について」(令和5年4月28日付け保医発0428第3号)の記の3

改 正 後	現 行
3 揭示事項等告示の一部改正に伴う留意事項について ビンゼレックス皮下注 160mg シリンジ及び同皮下注 160mg オートインジェクター ① 本製剤の自己注射は <u>4週間を超える間隔で投与する場合は認められないこと。</u> ②～③ (略)	3 揭示事項等告示の一部改正に伴う留意事項について ビンゼレックス皮下注 160mg シリンジ及び同皮下注 160mg オートインジェクター ①本製剤の自己注射は <u>4週間に1回投与する場合に限ること。</u> ②～③ (略)